

【株式会社 ゆい(訪問介護) 料金表】

《令和6年4月～令和6年5月》

1. 介護報酬に係る費用 (訪問介護サービスに基づく利用料:所得により1割か2割か3割負担となります)

◎横浜市 2級地 11.12円

項目	単位 (1回につき) (1割負担 / 2割負担 / 3割負担)		内容の説明
ア) 基本額 ★ 特定事業所加算 I 算定 (所定単位数の20%増し) (金額は、下記利用者負担金の計算方法に従って計算した金額です。小数点以下切り捨て。実際のご請求額とは端数処理の関係で若干異なります。)	身体介護	196単位 (266円/533円/800円)	20分未満のサービス
		293単位 (398円/797円/1196円)	20分以上30分未満のサービス
		464単位 (631円/1263円/1894円)	30分以上1時間未満のサービス
		680単位 (925円/1851円/2776円)	1時間以上1時間半未満のサービス
	※以降 30分増すごとに、 99単位 (134円/269円/404円)		
	生活援助	215単位 (292円/585円/877円)	20分以上45分未満のサービス
		264単位 (359円/718円/1077円)	45分以上のサービス
78単位 (106円/212円/318円)		身体介護に引き続き行う場合の20分のサービス ※以後25分ごとに、同単位を加算する。	
イ) 加算	人員加算	(基本額)×200%	あらかじめ定められた要件を満たす場合に、2人の訪問介護員が指定訪問介護を行った際の加算
	夜間早朝加算	(基本額)×25%を加算	午前6時～8時又は午後6時～10時にサービス提供を受けた際の加算
	深夜加算	(基本額)×50%を加算	午後10時～午前6時にサービス提供を行った際の加算
	初回加算	200単位 (272円/544円/816円)	新規利用 (要支援からの変更・2区分変更含む) の月にサ責が訪問し居宅計画書を作成している場合
	緊急時対応加算	100単位 (136円/272円/408円)	緊急時に利用者や家族からの要請に従いケアマネと連携の上、計画にない訪問を行った場合
処遇改善加算			
1) 介護職員処遇改善加算(I)		介護報酬総単位数×13.7%	
2) 介護職員等特定処遇改善加算(I)		介護報酬総単位数×6.3%	
3) 介護職員等ベースアップ等支援加算		介護報酬総単位数×2.4%	
利用者負担金の計算方法	$\left[\begin{array}{l} \text{ア及びイによって計算した} \\ \text{1ヶ月のサービスの合計単位} \end{array} \right] \times 11.12 \times 1.224^* \times \frac{10\%}{20\%} / 30\%^*$ <p style="text-align: center;">* 1.224 = 1 + 13.7% + 6.3% + 2.4%</p>		

※ 支給限度額を超えると全額利用者負担となります。

★当事業所は下記により令和6年4月より 特定事業所加算 I を算定しております。

(1) 体制要件

- ① 訪問介護員等・サービス提供責任者ごとに作成された研修計画に基づく研修の実施
- ② 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項の伝達等を目的とした会議の定期的な開催
- ③ 利用者情報の文書等による伝達、訪問介護員等からの報告
- ④ 健康診断等の定期的な実施
- ⑤ 緊急時等における対応方法の明示

(2) 人材要件

- ⑥ 訪問介護員等のうち介護福祉士の占める割合が100分の30以上、又は介護福祉士、実務者研修修了者、並びに介護職員基礎研修課程修了者及び1級課程修了者の占める割合が100分の50以上
- ⑦ 全てのサービス提供責任者が3年以上の実務経験を有する介護福祉士、又は5年以上の実務経験を有する実務者研修修了者若しくは介護職員基礎研修課程修了者若しくは1級課程修了者

(3) 重度者等対応要件

- ⑧ 利用者のうち、要介護4、5である者、日常生活自立度(Ⅲ、Ⅳ、M)である者、たんの吸引等を必要とする者の 占める割合が100分の20以上

2. 運営基準で定められた「その他の費用」(全額、自己負担)

項目	金額	内容の説明
交通費	実費	通常の事業の実施地域を超えて行う場合の交通費

3. 通常のサービス提供の範囲を超える費用(全額、自己負担)

項目	金額	内容の説明
保険外サービス料金	30分 2000円 1時間 4000円 1時間を超える場合 30分ごとに 1600円	介護保険で定める訪問介護サービス以外のサービスを行う場合 ※短時間15分1000円からのご利用もできます。

【株式会社 ゆい(訪問介護) 料金表】

《令和6年6月以降》

1. 介護報酬に係る費用 (訪問介護サービスに基づく利用料:所得により1割か2割か3割負担となります)

◎横浜市 2級地 11.12円

項目	単位 (1回につき) (1割負担 / 2割負担 / 3割負担)		内容の説明
ア) 基本額 ★ 特定事業所加算I 算定 (所定単位数の20%増し) (金額は、下記利用者負担金の計算方法に従って計算した金額です。小数点以下切り捨て。実際のご請求額とは端数処理の関係で若干異なります。)	身体介護	196単位 (271円/542円/813円)	20分未満のサービス
		293単位 (405円/811円/1216円)	20分以上30分未満のサービス
		464単位 (642円/1284円/1926円)	30分以上1時間未満のサービス
		680単位 (941円/1882円/2824円)	1時間以上1時間半未満のサービス
	※以降 30分増すごとに、 99単位 (137円/274円/411円)		
	生活援助	215単位 (297円/595円/892円)	20分以上45分未満のサービス
		264単位 (365円/730円/1096円)	45分以上のサービス
78単位 (107円/215円/323円)		身体介護に引き続き行う場合の20分のサービス ※以後25分ごとに、同単位を加算する。	
イ) 加算	人員加算	(基本額)×200%	あらかじめ定められた要件を満たす場合に、2人の訪問介護員が指定訪問介護を行った際の加算
	夜間早朝加算	(基本額)×25%を加算	午前6時～8時又は午後6時～10時にサービス提供を受けた際の加算
	深夜加算	(基本額)×50%を加算	午後10時～午前6時にサービス提供を行った際の加算
	初回加算	200単位 (276円/553円/830円)	新規利用 (要支援からの変更・2区分変更含む) の月にサ責が訪問し居宅計画書を作成している場合
	緊急時対応加算	100単位 (138円/276円/415円)	緊急時に利用者や家族からの要請に従いケアマネと連携の上、計画にない訪問を行った場合
介護職員処遇改善加算(I)		介護報酬総単位数×24.5%	
利用者負担金の計算方法	$\left[\begin{array}{l} \text{ア及びイによって計算した} \\ \text{1ヶ月のサービスの合計単位} \end{array} \right] \times 11.12 \times 1.245 \times 10\% / 20\% / 30\%^{**}$		

※ 支給限度額を超えると全額利用者負担となります。

★当事業所は下記により令和6年4月より 特定事業所加算 I を算定しております。

(1) 体制要件

- ① 訪問介護員等・サービス提供責任者ごとに作成された研修計画に基づく研修の実施
- ② 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項の伝達等を目的とした会議の定期的な開催
- ③ 利用者情報の文書等による伝達、訪問介護員等からの報告
- ④ 健康診断等の定期的な実施
- ⑤ 緊急時等における対応方法の明示

(2) 人材要件

- ⑥ 訪問介護員等のうち介護福祉士の占める割合が100分の30以上、又は介護福祉士、実務者研修修了者、並びに介護 職員基礎研修課程修了者及び1級課程修了者の占める割合が100分の50以上
- ⑦ 全てのサービス提供責任者が3年以上の実務経験を有する介護福祉士、又は5年以上の実務経験を有する実務者研修修了者若しくは介護職員基礎研修課程修了者若しくは1級課程修了者

(3) 重度者等対応要件

- ⑧ 利用者のうち、要介護4、5である者、日常生活自立度(Ⅲ、Ⅳ、M)である者、たんの吸引等を必要とする者の 占める割合が100分の20以上

2. 運営基準で定められた「その他の費用」(全額、自己負担)

項目	金額	内容の説明
交通費	実費	通常の事業の実施地域を超えて行う場合の交通費

3. 通常のサービス提供の範囲を超える費用(全額、自己負担)

項目	金額	内容の説明
保険外サービス料金	30分 2000円 1時間 4000円 1時間を超える場合 30分ごとに 1600円	介護保険で定める訪問介護サービス以外のサービスを行う場合 ※短時間15分1000円からのご利用もできます。